

無料で、消費者問題の専門家を派遣します

私たちの消費生活を取り巻く環境は、販売形態の多様化やIT技術の進展による新たな契約ルールが発生など、これまでにない速さで変わっています。

また、悪質業者は、次々に手口を変えて、高齢者だけでなく、若者も狙っています。

これらに対応するため、横須賀市消費生活センターでは、様々な消費者問題について学んでいただくために、無料で市内の団体やグループ、企業や事業所等に専門の講師（消費生活相談員、司法書士など）を派遣しています。

是非、ご利用ください。

◆ 講座のテーマ例

- 1 高齢者に関する消費者トラブル
- 2 悪質商法被害未然防止講座
- 3 青少年が陥りやすい消費者トラブル
- 4 通信販売とネットオークションの注意点
- 5 インターネットや携帯電話のトラブル
- 6 契約の成立と消費者を守る法令
- 7 笑って学ぶ悪質商法「消費者啓発出前寄席」



◆ 申込みについて

- 1 希望団体（20人以上）は希望日の1カ月位前までにご相談ください。
- 2 講座の時間は120分以内とし、ご希望に合わせて調整します。
- 3 講座内容、日時については、ご相談に応じます。
なお、上記のテーマ以外でもご相談ください。
- 4 講師の派遣費用は、横須賀市が負担します。
- 5 会場は申込者が用意し、会場費がかかる場合には、負担してください。



◆ 問合せ先・申込み先

〒238-8550 横須賀市小川町11 横須賀市役所本庁舎2号館1階市民相談室内

横須賀市消費生活センター（電話）046-821-1312（ファクス）046-821-1315